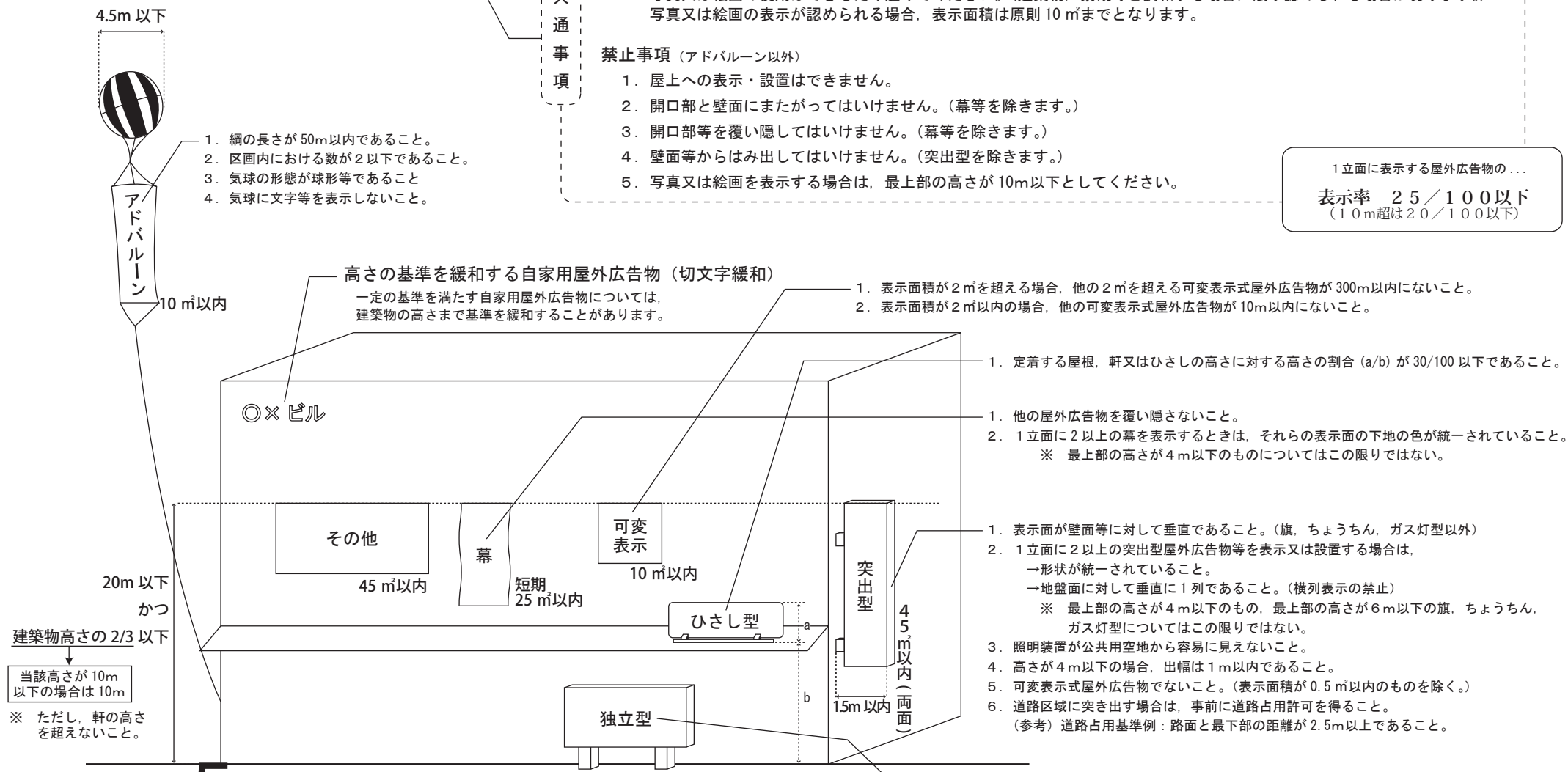


<建築物等定着型屋外広告物等>

建築物等に定着させて表示し、又は設置する屋外広告物又は掲出物件



1. 建築物等から0.5m以内のものについては、総面積・表示率に算入する。

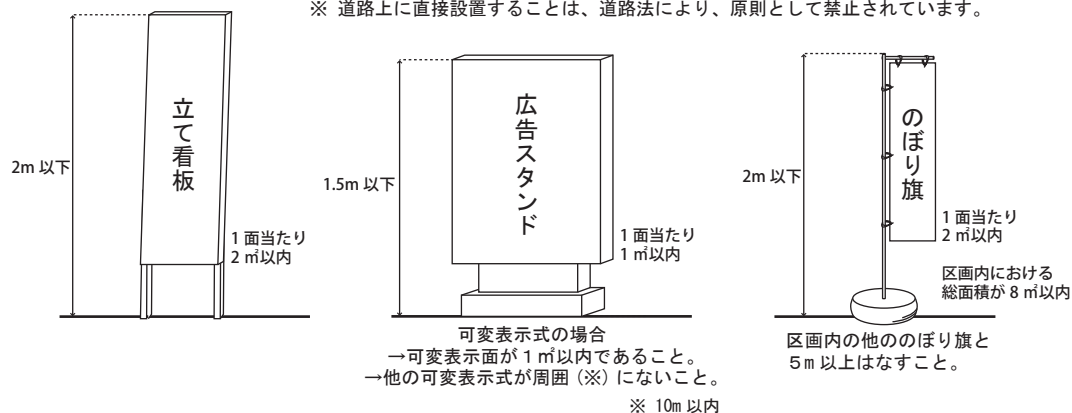
沿道型 第5種 地域の基準概要

屋外広告物規制区域

沿道型 第5種 地域の基準概要

屋 外 広 告 物 規 制 区 域

※ 道路上に直接設置することは、道路法により、原則として禁止されています。



1区画に表示する独立型屋外広告物の...

総面積 25㎡以内

1. 色彩については、マンセル値の彩度がRは6、その他の色相では8を超える色を表示面の50%未満まで使用することができます。その他の規制は、窓口で御相談ください。
2. 過度に強い光、フラッシュ式・ストロボ式・点滅式・可動式照明は設置できません。（緊急の用、警告及び交通規制のためのものはこの限りではありません。）
3. 写真又は絵画の使用はできるだけ避けてください。（建築物、景観等と調和する場合に限り認められる場合があります。）
4. 道路の通行に支障が生じないようにしてください。

共 通 事 項

<独立型屋外広告物等>

建築物等定着型屋外広告物等以外の屋外広告物又は掲出物件

可変表示式の場合
→可変表示面が2㎡以内であること。
→他の可変表示式が周囲（※）にないこと。

※ 合計表示面積が2㎡超 の場合 300m 以内
2㎡以下の場合 10m 以内

